

書面による出願手続等をされる方は 電子化手数料の納付が必要です

1. 電子化手数料とは？

出願手続などオンラインで可能な手続を書面で行う場合（一部の手続を除く）には、「工業所有権に関する手続の特例に関する法律」に基づき、その書面に記載されている事項を登録情報処理機関（現在「工業所有権電子情報化センター」の1機関）において電子化することとしており、この電子化のために必要な費用（実費）が電子化手数料です。電子化手数料は登録情報処理機関に納付していただいています。

※なお、この電子化手数料を納付されない場合は、届出の手続書類は却下処分となり、初めから手続が無かったものとして処分されますのでご注意ください（出願手続において、出願番号通知が届いている場合でも、電子化手数料の納付をされない場合は同様に手続が無かったものとして処分されます。）。

※電子化手数料の納付を必要とする手続一覧は特許庁ホームページをご参照ください。

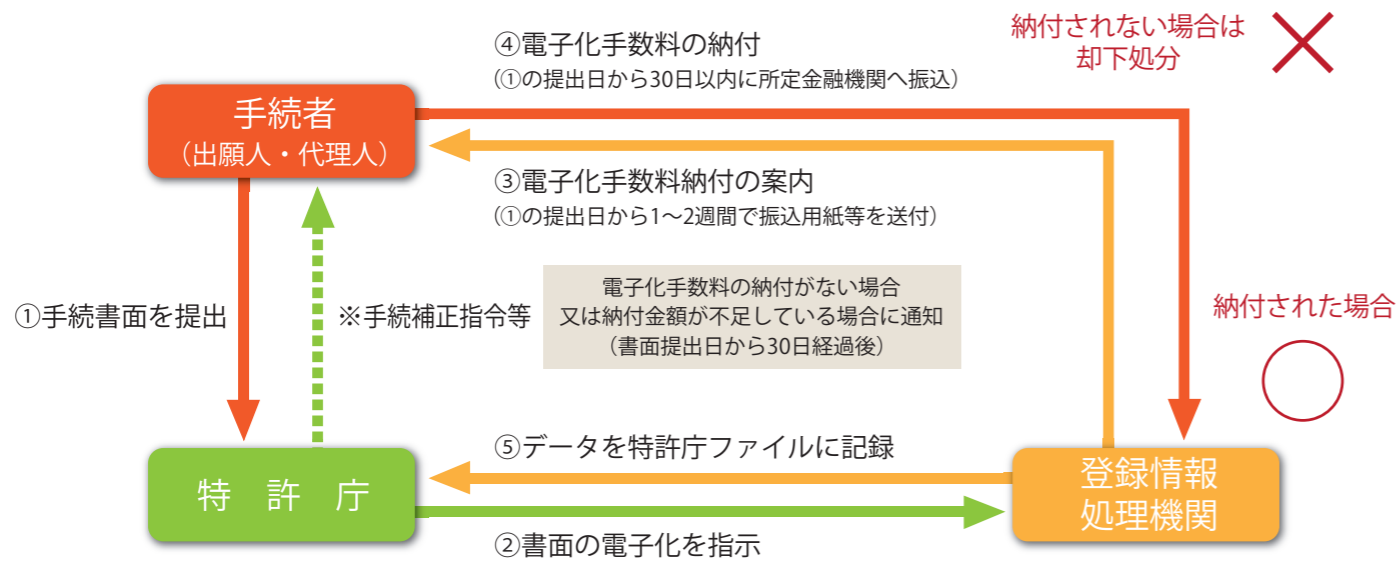
<http://www.jpo.go.jp/uketuke/pdf/denshika/denshika.pdf>

2. 電子化手数料の額

手続1件につき1,200円と書面1枚につき700円を加えた額です。

（例）特許願5枚を書面で提出したときの電子化手数料は、1,200円+（700円×5枚）=4,700円となります。また、複数の手続を一度に書面で提出した場合は、各手続（1件）ごとに算出することとなります。

3. 電子化手数料の納付の流れ



パソコンをお持ちであればオンラインで手続ができます

パソコンをお持ちの方は、パソコン出願ソフトをダウンロード（無料）することでオンライン手続が可能です。ダウンロードの仕方やご利用方法等の詳細は、http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/index.htmlをご参照ください。

なお、インターネット回線を利用するオンライン手続には、電子認証に係る手続（電子証明書の取得）等が別途必要となります。

【電子化手数料についてのお問い合わせ先】

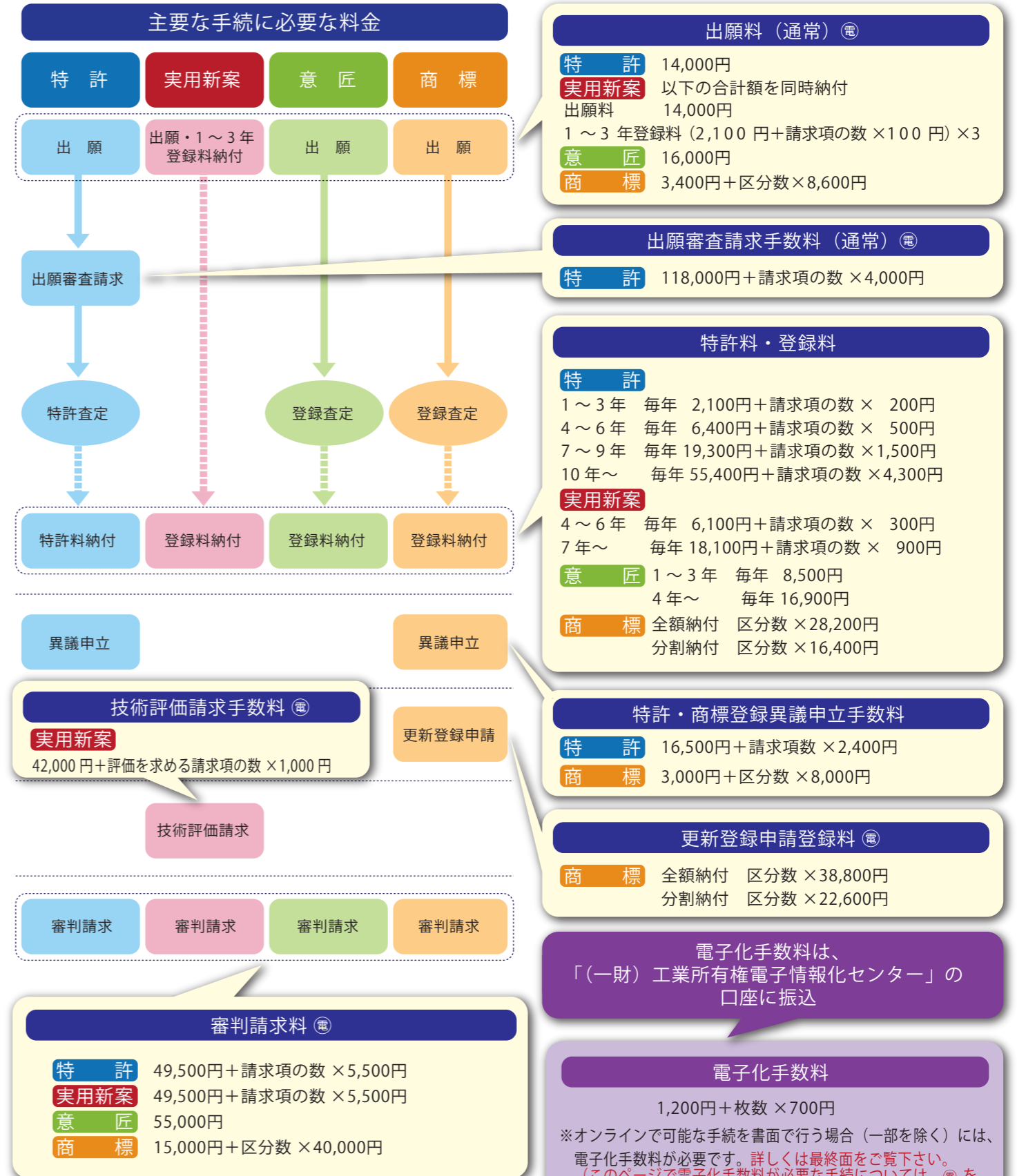
特許庁審査業務部出願課電子記録基準管理班 Tel.03-3581-1101 内線2762

※本冊子は、グリーン購入法に基づく判断基準を満たしており、「Aランク」のみを用いて作成しているため、「紙ヘリサイクル可」

産業財産権関係料金一覧

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

特許庁



平成 28 年 4 月 1 日現在の主要料金です。

その他の手続に必要な料金は、次頁以降又は特許庁ホームページの産業財産権関係料金一覧 (<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyoukin.htm>) でお確かめください。

【お問い合わせ先】 特許庁総務部総務課調整班 Tel: 03-3581-1101 内線 2105